

救急蘇生講習会の要件改定について

登録医制度施行細則の改定に伴い、登録医制度施行細則第 4 条に規定する救急蘇生講習会については、米国心臓協会もしくは日本救急医学会が実施する一次救命救急処置研修会（BLS コース）とし、申請前の 5 年前までに受講しているものを認めることとなりました。

但し、この改定は令和 9 年に実施予定の第 13 回登録医審査より義務付けられるものとし、それ以前の受験については、従来通り米国心臓協会、日本救急医学会以外の各医療機関等が実施する実習参加型の講習会も認めるものとします。

関係する会員各位におかれましては、ご注意いただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
登録医委員会
委員長 立浪 康晴